R04-07　令和４年度版　農家のためのなんでもわかる農業の税制　改訂概要

一般社団法人全国農業会議所出版部

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 税目等 | 項　　　目 | 改訂概要 |
| ２所得税 | ６　農業所得計算の特例  ７．青色申告者の特別償却など  ７ 農地を譲渡した場合の所得税  ５．特別控除の特例  ６．特定の事業用資産の買換えの  特例 | ・「（２）少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入の特例」の適用期限を延長（令和４年３月３１日→令和６年３月３１日）  ・「（３）輸出事業用資産の割増償却」の項目追加  ・冒頭の枠囲み「①～⑥」のうち⑥（平成21年及び22年に取得した土地等を譲渡（所有期間５年超）した場合　1,000万円）を削除  ・「（２）特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合〔2,000万円特別控除〕」の枠囲み「農業経営基盤強化促進法の特定農用地利用規定に基づく農地中間管理機構の買い取り」の要件変更（㋐ 農業経営基盤強化促進法第23条に規定する特定農用地利用規定に基づき→農業経営基盤強化促進法第４条第１項第１号に規定する農用地で　㋑ 特定農用地利用規定の実施区域内の農用地がその農用地の所有者等からの申出により農地中間管理機構に買い取られた場合→同法第22条の４第１項の区域内にあるものが、農用地の所有者等からの申し出により農地中間管理機構（機構以外の者に対して利用権の設定等を行ってはならない）に買い取られる場合）、証明書類の内容変更  ・「（３）特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合〔1,500万円の特別控除〕」の枠囲み「農業経営基盤強化促進法に規定する協議に基づく買い取り」の要件変更（㋐　農業委員会に売り渡しの申し出のあった農地について、市町村長は農業委員会の要請を受け農地中間管理機構の買入協議が必要と認めた場合、その旨を農地所有者に通知します→農用地区域内にある農用地が農業経営基盤強化促進法第22条第２項に基づき　㋑　その通知により農地中間管理機構が買入協議を開始します→農地中間管理機構に買い取られる場合）、証明書類の内容変更  ・「（４）農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合〔800 万円の特別控除〕」の表（譲渡の区分）の内容変更（前年度版３／農業経営基盤強化促進法第19条の規定による公告があった農用地利用集積計画→農地中間管理機構法第18条第７項の規定による公告があった農用地利用集積等促進計画」、同表の項目削除（前年度版４／特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第９条第１項の規定による公告があった所有権移転等促進計画の定めるところにより一定の土地等を譲渡した場合、同８／集落地域整備法に基づく交換分合により土地等を取得しなかったことに伴い清算金を取得する場合、同９／林地保有の合理化に資するため一定の森林組合等に委託して地域森林計画の対象とされた山林に係る土地を譲渡した場合）  ・前年度版「（６）平成21年及び22年に取得した土地等を譲渡（所有期間５年超）した場合〔1,000万円の特別控除〕」を削除  ・適用期限を延長（令和２年１２月３１日→令和５年１２月３１日） |
| ３法人税 | ５ 農地等を譲渡した場合の特例  ２．特別控除による損金算入の特例  ７ 農業経営を行う法人に係る税制上の特例措置 | ・「（３）農地保有合理化のために農地等を譲渡した場合の特別控除（800万円）」の要件削除（前年度版ⅳ／特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第９条に基づく所有権移転等促進計画の定めるところにより土地等を譲渡した場合）  ・表（法人税）の項目追加（３ 環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却、４ 輸出事業用資産の割増償却）  ・表（固定資産税）の一般農地の特例の適用年度を変更（令和３年度から令和５年度まで→令和４年度から令和６年度まで）  ・表（固定資産税）の一般農地の特例（農地中間管理機構に貸し付けた農地の課税軽減）の適用期限を延長（令和４年３月３１日→令和６年３月３１日） |
| ４相続税 | ４ 農地等に係る相続税の納税猶予制度  　５．納税猶予が打ち切られる場合 | ・（表）「農業投資価格（令和３年分）」の数値更新 |
| ５贈与税 | １ 贈与税のあらまし  ２ 相続時精算課税制度 | ・（注４）父母等から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の非課税限度額の内容変更  ・適用期限を延長（令和３年１２月３１日→令和５年１２月３１日） |
| ７登録免許税 | ２ 農地等についての課税の特例  　２．租税特別措置法の規定に基づく  特例 | ・（１）の対象土地の表記見直し（農業振興地域内の土地→農用地区域内の土地）  ・（２）の適用期限を延長（令和４年３月３１日→令和６年３月３１日） |
| ８消費税 | ３ 消費税の軽減税率制度  　３ 適格請求書等保存方式の導入等 | ・④の項目に㋒の令和４年度税制改正の内容（免税事業者による適格請求書発行事業者の登録等）を追加 |
| 10印紙税 | １ 印紙税のあらまし | ・印紙税一覧表（抜粋）の表下（注２）３の適用期限を延長（令和４年３月３１日→令和６年３月３１日） |
| 11道府県民税及び市町村民税 | １ 道府県民税及び市町村民税の  あらまし  　４．法人税割とその納税方法 | ・表「法人税割の税率（標準税率）」の表下（注４）ただし書きの適用期限を延長（令和４年３月３１日→令和５年３月３１日） |
| 16固定資産税 | ２ 農地保有に係る課税の強化・軽減  　２．農地中間管理機構に貸し付けた農地の課税軽減 | ・特例の適用期限を延長（令和４年３月３１日→令和６年３月３１日） |
| 20国民健康保険税 | １ 国民健康保険税のあらまし  　１．税額の計算方法 | ・③課税額の上限変更（６３万円→６５万円） |
| 資料 | 令和４年度税制改正主要事項（農林水産関係） | ・年次及び内容を更新（令和３年度→令和４年度） |
| 第２部  質問・解答編 | Ｑ２０ 農業経営基盤強化促進法と税制上の優遇措置等 | ・「６（２）農地中間管理機構が農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減」の適用期限を延長（令和４年３月３１日→令和６年３月３１日）  ・「８（２）農地中間管理機構に貸し付けた農地の課税軽減」の適用期限を延長（令和４年３月３１日→令和６年３月３１日） |

※）基盤法改正に伴い多数の箇所で「農用地利用集積計画」を「農用地利用集積等促進計画」に変更しています。

上記の他にも番号ずれの修正や表記の見直し等を行っています。